

## 遺跡のある場所で

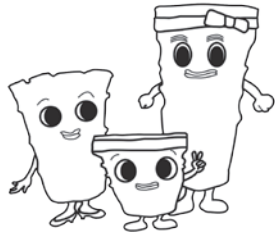
工事をするときは、

届出が必要です

『遺跡』とは、大昔に人々が暮らした痕跡が残る地域のことですが、文化財保護法により、これら遺跡を壊すことは禁じられています。このため、地皮下に遺跡の埋蔵されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を掘削するときは、法に定められた手続きが必要です。

地皮下に遺跡のある土地内で、次のような地面の掘削を伴う工事をするときは、地面の掘削をする60日前までに文化財保護法93条などに基づいた手続きを行う必要があります。

- ・解体工事
- ・新築工事
- ・土壌改良工事



・道路（一般道以上）の工事 など  
工事を行う土地が届出が必要な土地かどうかは、事前にお問い合わせください。

### ◇問合せ先

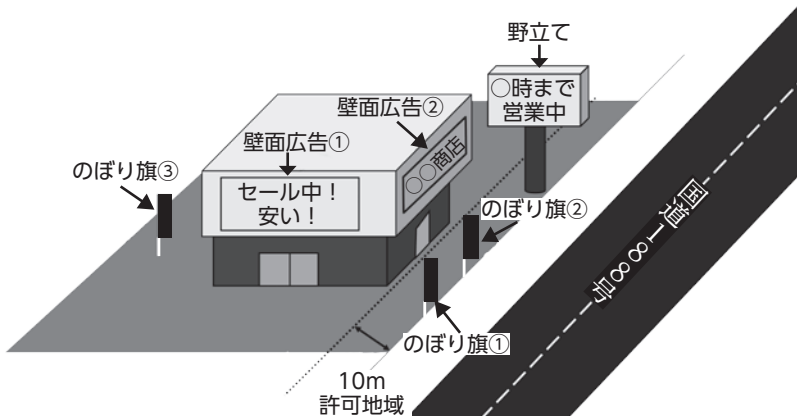
社会教育課文化財調査室  
☎ 25・3185

## 10月から屋外広告物のルールが変わります

近年、老朽化した屋外広告物の落下などによる事故が全国的に発生し、問題になっていることから、屋外広告物の安全確保を図るため、『山口県屋外広告物条例』の一部が改正されました。

これまで許可の不要だった自家用広告物のうち、国道188号線沿いおよび駅前広場内にある表示面積が10㎡を超えるものはあらかじめ許可を得て設置しなければなりません。

10月1日より前から存在する自家用広告物についても10月1日以降は、許可が必要となります。



(例)

野立て + のぼり旗① + のぼり旗②となり、合計で10㎡以下であれば許可は不要となります。

### ■安全点検が必要になります

#### 『専門知識を有する人』とは

- ①屋外広告士
- ②建築士（1級・2級）
- ③特定建築物調査員
- ④（公社）日本サイン協会および（一社）日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

屋外広告物の設置者や管理者は、安全点検を行わなければなりません。（はり紙、広告幕、広告旗などは除く）

許可を得て設置するものは、専門知識を有する人による点検が必要となります。

### ■管理者の設置が必要になります

#### 『自家用広告物』とは

自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示・掲出するもの

許可を得て設置する屋外広告物には、管理者を設置しなければなりません。

※詳細は山口県ホームページをご確認ください。（『山口県 屋外広告物』で検索）

### ■問合せ先

#### ◇許可申請について

田布施町建設課 ☎ 52-5807

#### ◇改正事項などについて

山口県土木建築部都市計画課調整班

☎ 083-933-3720